

東京大学契約事務取扱規程第4条に定める競争参加者の資格

- 1 東京大学契約事務取扱規程第4条の規定による競争参加の資格は、表の区分により国の競争参加資格（全省庁統一資格）等級を有する者とする。
- 2 1に定める資格は「関東・甲信越」地域又は履行場所の所在地が属する地域の資格であることを要するものとする。
- 3 1に定める資格を有する者の競争参加が僅少である等と認められときは、当該調達部局の事務部門の長の判断により当該資格の等級の一級上位若しくは二級上位又は一級下位若しくは二級下位の資格の等級に格付けされた業者を競争に参加させることができるものとする。
- 4 調達内容の特質により、1に定める資格を有する者の競争参加がないと認められるときは、当該競争について競争参加資格を求めないことができるものとする。
- 5 この定め改廃は、統括長（調達・経理系）が行う。

附 則

この定めは、平成20年9月1日から適用する。

表

区 分	予定価格	等級
物品製造業者（船舶の新造を除く。）	30,000千円以上	A
	30,000千円未満	B
	20,000千円未満	C
	4,000千円未満	D
物品販売業者	30,000千円以上	A
	30,000千円未満	B
	15,000千円未満	C
	3,000千円未満	D
役務提供等業者（船舶の整備を除く。）	30,000千円以上	A
	30,000千円未満	B
	15,000千円未満	C
	3,000千円未満	D
物品買受業者	10,000千円以上	A
	10,000千円未満	B
	2,000千円未満	C
船舶の新造業者	600,000千円以上	A
	300,000千円以上	B
	100,000千円以上	C
	100,000千円未満	D
船舶の整備業者	15,000千円以上	A
	10,000千円以上	B
	4,000千円以上	C
	4,000千円未満	D